

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4828188号
(P4828188)

(45) 発行日 平成23年11月30日(2011.11.30)

(24) 登録日 平成23年9月22日(2011.9.22)

(51) Int.Cl.		F I			
A 4 7 B 51/00	(2006.01)	A 4 7 B	51/00	5 0 1 B	
A 4 7 B 77/04	(2006.01)	A 4 7 B	51/00	5 0 1 E	
		A 4 7 B	77/04	A	

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2005-266280 (P2005-266280)	(73) 特許権者	000104973
(22) 出願日	平成17年9月14日(2005.9.14)		クリナップ株式会社
(62) 分割の表示	特願2001-197799 (P2001-197799) の分割		東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号
原出願日	平成13年6月29日(2001.6.29)	(73) 特許権者	000239219
(65) 公開番号	特開2006-677 (P2006-677A)		福伸電機株式会社
(43) 公開日	平成18年1月5日(2006.1.5)		兵庫県神崎郡福崎町福田447-1
審査請求日	平成20年6月24日(2008.6.24)	(74) 代理人	100077126
			弁理士 中村 盛夫
		(74) 代理人	100080687
			弁理士 小川 順三
		(72) 発明者	浜田 淳
			東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号 クリナップ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】昇降式吊り戸棚

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

下方を開放した外キャビネット内にスライド自在に前面を開放した内キャビネットを設け、内キャビネットを昇降させる駆動装置を設けた昇降式吊り戸棚において、

内キャビネットの両側板間の前後端部に複数対の金属製のフレームを取り付け固定し、中段及び下段のフレームには棚板の前後端縁を架設し、

中段及び下段の背面側のフレームには背板の一部となる起立片を設け、この起立片の端部は二股にして構成して背板の縁を受け入れる被掛止部とし、

中段の背面側のフレーム本体の外側面は下にそのまま延設し垂下片を接続し、この垂下片の内側に溝条を形成するよう短い内垂下片を形成し、この溝条には背板の上端縁を嵌め込むようにしたことを特徴とする昇降式吊り戸棚。

【請求項2】

上段及び側板の前端に配置する金属製のフレームはフレーム本体の外側端より垂下片を接続し、この垂下片の背面に溝条を形成すべく短い間隔をもって内垂下片を形成したことを特徴とする請求項1記載の昇降式吊り戸棚。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、システムキッチンの一部を構成するウォールキャビネットや流し台、調理台、ガス台の上部に一連に配置される吊り戸棚の一部或いは全部に採用される昇降式吊り

戸棚に関するものである。

そして、昇降式吊り戸棚をアイレベルに下降させることで食器収納庫として、また食器収納乾燥庫として有効に活用することができるようにしたものである。

また、この昇降式吊り戸棚を、シンク或いは食器洗浄機に近接して配置することで、シンク回りをすっきりさせ見栄えを良くすると共に、調理作業の効率を図ることができるのである。

すなわち、従来は洗浄済の濡れた食器や調理器具をカウンターに置かれる網籠やシンクに掛け渡した水切りプレートに並べて乾燥させていたので、厨房家具における調理面、カウンター面を狭くしがちであったからである。

【背景技術】

10

【0002】

従来よりシステムキッチンなどの厨房家具の上部には壁面或いは天井に吊り下げ固定する収納庫としての吊り戸棚を配置するようにしていた。

吊り戸棚は上部で、出し入れが面倒となるので、使用頻度の低い調理器具や食器などを納めることが多かった。そして、吊り戸棚の奥や上部に多くの物品を乱雑に納めてしまうと、目が届かないのでその儘失念してしまうことにもなりかねなかった。

日常頻繁に用いる食器や小型の鍋、箸、スプーンを流し台、食器洗浄機に近接して乾燥させつつ収納しておくのは、使い勝手の面から望ましい。

そこで、吊り戸棚の有効活用を図るために、吊り戸棚を全体として昇降自在としたり、吊り戸棚内に手前に旋回下降することのできるプラスチック製のラックを収納し、扉を開けアイレベルまでラックを旋回下降させる構造の吊り戸棚が提案され、実用化されている。

20

【0003】

さらには、下方を開放した外キャビネット内に、スライド自在に内キャビネットを設け、内キャビネットを昇降させる駆動装置と内キャビネットに臨む乾燥機を設けて乾燥庫として吊り戸棚が提案されている。

【特許文献1】特開平11-9355号

【特許文献2】特開平11-206475号

【特許文献3】特開平11-206476号

【特許文献4】特開平11-206477号

30

【特許文献5】特開平11-229791号

【特許文献6】特開平11-229800号

【0004】

この昇降式吊り戸棚1は、概略図8、図9に示す通りのもので、外キャビネット2と内キャビネット3からなり、それらの両側面の向き合う面に互いに嵌り合うスライドガイド21、31を設けてあり、内キャビネット3を昇降させるための駆動装置4は外キャビネット2の天板の下面に配置された支持部材に取り付けられた減速機構を組み込んだモータ41と、このモータ41の出力軸に固定された主動歯車42、この主動歯車42に噛み合わせ相互に反転可能な従動歯車43、43と、夫々の従動歯車43、43の回転軸に固定されたプーリ44、44と、両側に配置されたガイドプーリ45、45と、プーリ44、44に一端を固定し、他端をガイドプーリ45、45を介して内キャビネット3の天板に固定したベルト46、46とからなるものである。

40

【0005】

内キャビネット3の支持部材には乾燥機5を設けてある。この乾燥機5はヒータとファンからなるもので、内キャビネット3の内部に温風を供給して、内部に納める食器や調理用具を乾燥させる。

この乾燥機5は内キャビネット3の天板に穿った開口に臨むよう設けてある。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

50

この発明は、このような従来の昇降式吊り戸棚 1 において、内キャビネット全体の剛性を図る構造を提供する目的で開発したものである。

すなわち、従来の形態では内キャビネットの両側板に掛止突起を設け、ここに棚板を取り外し自在に載せるようにするのが一般的であった。

このような構造であると、内キャビネットの前面が開放しているため、全体としての剛性が不足することになっていた。棚板を嵌め込むようにすれば剛性の不足を補うものの、清掃のためなどに外すこともあり全体として変形する恐れを払拭できなかった。

また、吊り戸棚全体として間口が広い構造とすると、内キャビネット内の棚板が両側で支承されるだけであると、棚板中央が収納物の重みで撓むことになっていた。

【課題を解決するための手段】

10

【0007】

上述の課題を解消するためこの請求項 1 の発明の要旨とするのは、下方を開放した外キャビネット内にスライド自在に前面を開放した内キャビネットを設け、内キャビネットを昇降させる駆動装置を設けた昇降式吊り戸棚において、

内キャビネットの両側板間の前後端部に複数対の金属製のフレームを取り付け固定し、中段及び下段のフレームには棚板の前後端縁を架設し、

中段及び下段の背面側のフレームには背板の一部となる起立片を設け、この起立片の端部は二股にして構成して背板の縁を受け入れる被掛止部とし、

中段の背面側のフレーム本体の外側面は下にそのまま延設し垂下片を接続し、この垂下片の内側に溝条を形成するよう短い内垂下片を形成し、この溝条には背板の上端縁を嵌め込むようにしたことを特徴とする。

20

【0008】

請求項 2 の発明の要旨とするのは、上段及び側板の前端に配置する金属製のフレームはフレーム本体の外側端より垂下片を接続し、この垂下片の背面に溝条を形成すべく短い間隔をもって内垂下片を形成したことを特徴とするものである。

【発明の効果】

【0009】

この発明は以上のような構成からなるもので、請求項 1 の発明では、内キャビネットの両側板間の前後端部に複数対の金属製のフレームを取り付けるようにしたので、内キャビネットの前面が開放していてもフレームにて剛性を備えることができるのである。中段及び下段の背面側のフレームには背板の一部となる起立片を設けるようにしたので、背板に多数の小孔を穿ったものを用いても、この起立片により箸やフォークの先端が入り込むのを防ぐことができるのである。中段及び下段の背面側のフレーム本体の外側面は上にそのまま延設するようにし、上部は背板の一部となる起立片とし、この起立片の端部は二股にして構成して背板の縁を受け入れる被掛止部とし、下部には垂下片を接続し、この垂下片の内側に溝条を形成するよう短い内垂下片を形成し、この溝条には背板の上端縁を嵌め込むようにしたので、背板は嵌め込むのみで形成できることになる。

30

【0010】

請求項 2 の発明では、上段及び側板の前端に配置する金属製のフレームはフレーム本体の外側端より垂下片を接続し、この垂下片の背面に溝条を形成すべく短い間隔をもって内垂下片を形成したので、棚板を受けるばかりではなく、溝条には前幕板を嵌め込んだり（図 1、図 6 参照）、側板と天板の連結部材及び天板、側板と背板の連結部材として用い、部材の共通化を図ることができるのである。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

以下図面に示すこの発明の実施の形態に即して説明する。

昇降装置及び乾燥機は、従来のものとほぼ同様な構成のものとするので、詳細な説明は省略する。

図 1 は昇降式吊り戸棚 1 の内キャビネット 3 を下降させた状態の正面図、図 2 は同じく下降させ、外キャビネット 2 の前面扉を開いた状態の概略断面図である。

50

外キャビネット 2 は下方を開放したもので、前面上部には幕板 2 3 及び矩形の枠に透光性を備えたプラスチック或いはガラスを嵌め込んだ開閉自在な扉 2 4 を設けてある。幕板 2 3 の左右にはルーバー或いは穴を穿って昇降装置のモータの熱を逃がすようにしてある。透光性を備えた部材を嵌め込んだのは内部への収納状態を透かして確認できるようにするためである。

内キャビネット 3 は、天井或いは壁面に固定される外キャビネット 2 内で昇降するもので、前面を開口させ、内部には取り外し自在な棚板 3 2 を一乃至複数段設けるようにしてある。

その天板 3 3 上にはヒータ及びファンからなる乾燥機 5 を載置して、内部に温風を供給するようになっている。

【 0 0 1 2 】

内キャビネット 3 の下面奥長手方向には、手暗がり避けるための蛍光灯などの照明器具 6 を設けるようにしてある。

そして、内キャビネット 3 の下面手前側には、比較的大型でコ字状をなし、握り部位が断面円形或いは楕円形というように握り易いように、しかも、内キャビネット 3 の前面より突出しないようにした操作ハンドル 7 を設けるようにする。

【 0 0 1 3 】

この操作ハンドル 7 の中央前面には、突出する起倒自在な操作スイッチ 8 を設けてある。この操作スイッチ 8 は常態では床面と平行となって停止するようになっており、起倒するとスイッチが投入されるようになっており、起すと内キャビネット 3 を上昇させ、倒すと内キャビネット 3 が下降するように内キャビネット 3 の昇降動作に合わせて上下させるようにしてある。

さらに、この操作ハンドル 7 の一側前面には、乾燥機 5 及び照明器具 6 用のタッチパネル式などで構成したスイッチ群 9、9 や必要に応じて乾燥機 5 の作動状態を表わす表示ランプなどを設けるようにしている。

なお、内キャビネット 3 の昇降手段は、これまでの説明に限定されず、例えば手動であったり、上昇させるための補助手段としてガススプリングなどを用いるものであってもよい。

【 0 0 1 4 】

この内キャビネット 3 は、概略図 1 及び図 3 に示すように側板 3 4、3 4 の前後に複数対の金属製のフレーム 3 5、3 5、3 6、3 6 を取り付け固定し、フレーム 3 5、3 6 に棚板 3 2 の前後端縁を架設し、フレーム 3 6 には背板 3 7 を嵌め込むようにしてある。

この金属製のフレーム 3 5、3 6 は、望ましくはアルミニウムの押出成形品から形成されるものである。

フレーム 3 5 は前述のように、ほぼ断面方形をなすフレーム本体 3 5 a の内側面中央に短い突条からなる棚受け 3 5 b を設け、この棚受け 3 5 b と平行し断面 L 型をなす長い棚受け 3 5 c を延設するようにし、フレーム本体 3 5 a の外側端より垂下片 3 5 d を連設し、この垂下片 3 5 d の背面に溝条 3 5 e を形成すべく短い間隔をもって短い内垂下片 3 5 f を形成してある。

また、フレーム本体 3 5 a の内部に長手方向を切り欠いてなる筒体 3 5 g、3 5 g を設け、その端部にめねじ（図示せず）をきって側板 3 4 の外側からビスをねじ込み止められるようにしてある。

【 0 0 1 5 】

フレーム 3 6 は、側板 3 4 の後端に配置し、棚板 3 2 の奥端を支持すると共に、背板 3 7 を嵌め込むようにするものである。

フレーム 3 6 は、ほぼ断面方形をなすフレーム本体 3 6 a の、内側面中央に短い突条からなる棚受け 3 6 b を設け、この棚受け 3 6 b と平行し断面 L 型をなすような棚受け 3 6 c を延設するようにし、フレーム本体 3 6 a の外側面は上下にその儘延設するようにし、上部は背板の一部となる起立片 3 6 d とし、この起立片 3 6 d の端縁は二股に構成して背板 3 7 の縁を受け入れる被掛止部 3 6 e とし、下部には、垂下片 3 6 f を連設し、この垂

10

20

30

40

50

下片 3 6 f の内側に溝条 3 6 g を形成するようフレーム本体 3 6 a より短い内垂下片 3 6 h を形成してある。溝条 3 6 g には背板 3 7 の上端縁を嵌め込むようにする。

また、フレーム本体 3 6 a の内部には、長手方向を切り欠いてなる筒体 3 6 i、3 6 i を設け、これら筒体 3 6 i の両端部にはめねじ（図示せず）をきって側板 3 4 の外側からビスをねじ込み止めるようにしてある。

【 0 0 1 6 】

棚板 3 2 は、その前端及び後端を夫々フレーム 3 5、3 6 の棚受け 3 5 b、3 6 b に架設させ掛け止めるようにするもので、清掃などの便宜に配慮して取り外し自在としてある。

昇降式吊り戸棚 1 を乾燥庫とする場合には、棚板 3 2 は、パンチングメタルや網籠体などにて構成して空気が上下に流れるようにする。

下段の棚板 3 2 には規則的な丸穴や溝穴を穿ち、ここに金属線材をコ字状に屈曲して形成する皿立て 3 2 a を櫛比するように渡してある。図示しないが、必要に応じて箸立てなどを取り外し自在に設けるようにする。

最下段の棚板 3 2 の下には傾斜する水受皿 3 8 をフレーム 3 5、3 6 の下の棚受け 3 5 c、3 6 c に渡すようにしてある。水受皿 3 8 で集められた水は、内キャビネット 3 の前面より引き出し自在な集水トレイ 3 9 に導かれ、捨てられるようになっている。

【 0 0 1 7 】

図 4 は、フレーム 3 5、3 5 を側板 3 4 の上端の前後に配置して天板 3 3 を棚板のように取り付ける様子を示すもので、フレーム 3 5 は棚板を受けるばかりでなく、側板 3 4 と天板 3 3 の連結部材及び天板 3 3、側板 3 4 と背板 3 7 の連結部材として用い、部材の共通化を図ることができることを明らかにする。

勿論、フレーム 3 5、3 6 を側板 3 4、3 4 の前後に渡して棚板 3 2 を架設するのみに用いるようにすることもできる。

【 0 0 1 8 】

図 5 は、内キャビネット 3 の側板 3 4、3 4（図示せず）の前後に取り付け固定するフレーム 3 5、3 6 及び背板 3 7 の別の実施の形態を示すものである。

前述のフレーム 3 5、3 6 とは形状は異なるものの、アルミニウムの押出成形品で形成するのが好適なもので、機能的には同一であるので相当する箇所同一の符号を付して詳細な説明は省略する。

背板 3 7 は、部屋の中央に流し台を含む厨房家具が配置される対面キッチンや壁面に向かって流し台を含む厨房家具が配置されるものの窓がある場合に、採光に配慮して前面に多数の小孔 3 7 a を穿ったものとしたものを示す。

この実施の形態ではフレーム 3 6 に背板 3 7 を嵌め込み、背板の一部ともなる起立片 3 6 d を高くしたことで、背板 3 7 が小孔 3 7 a を穿ったものであっても箸やフォークのように長いもので先端が小孔 3 7 a に入りがちであっても阻止することができるので、内キャビネットが上昇するときに挟まったりして支障を来したり、故障の原因となることを防ぐことができる。

【 0 0 1 9 】

図 6、図 7 は別の実施の形態に係るもので、図 6 は扉 2 4 を外した状態の昇降式吊り戸棚 1 を、図 7 は内キャビネット 3 を示すものである。

これは全体として間口を広くし、内キャビネット 3 の最下段の棚板 3 2 の下に配置する水受皿 3 8 を一側端部に傾斜するような構成とし、集水トレイ 3 9 も合わせて側端部に設けるようにしたものである。

このように間口が広いものであるので、棚板 3 2 は複数に分割して着脱し易いようにしている。

これまでの実施例では複数段の棚板 3 2 を設けるようにしているが、棚板 3 2 は一段のものであってもよい。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 0 】

10

20

30

40

50

- 【図 1】この発明に係る昇降式吊り戸棚の正面図である。
- 【図 2】図 1 の概略縦断面図である。
- 【図 3】フレーム 3 5、3 6 の取り付け状態を示す端面図である。
- 【図 4】フレーム 3 5 への天板 3 3 への取り付け状態を示す断面図である。
- 【図 5】この発明の別の実施の形態を示す要部斜視図である。
- 【図 6】さらに別の実施の形態を示す扉 2 4 を外した状態の斜視図である。
- 【図 7】図 6 の内キャビネット 3 の要部正面図である。
- 【図 8】従来の昇降式吊り戸棚の斜視図である。
- 【図 9】従来の昇降式吊り戸棚の昇降機構の要部を示す断面図である。

【符号の説明】

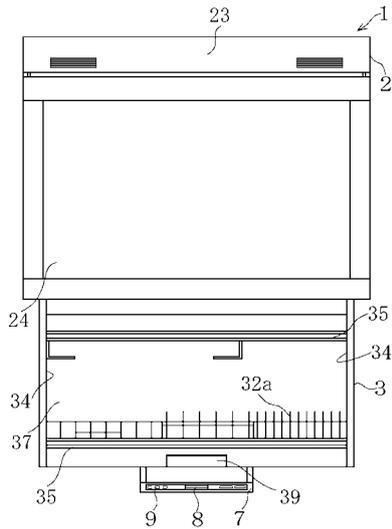
10

【 0 0 2 1 】

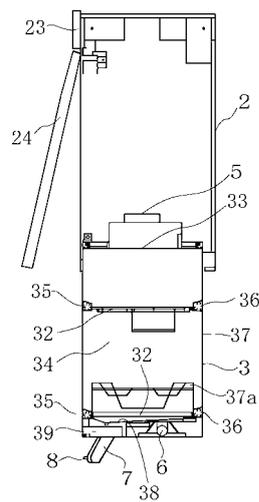
- 1 昇降式吊り戸棚
- 2 外キャビネット
- 3 内キャビネット
- 3 2 棚板
- 3 4 側板
- 3 5 フレーム
- 3 6 フレーム
- 3 7 背板
- 4 駆動装置
- 5 乾燥機

20

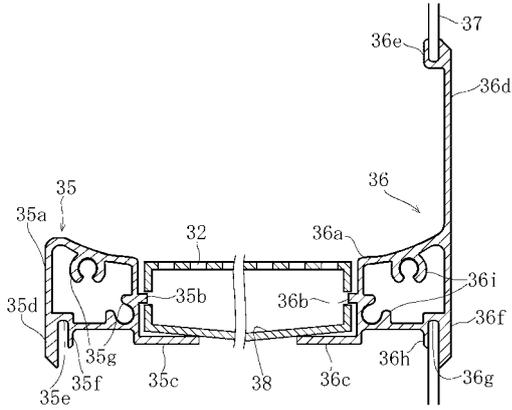
【 図 1 】



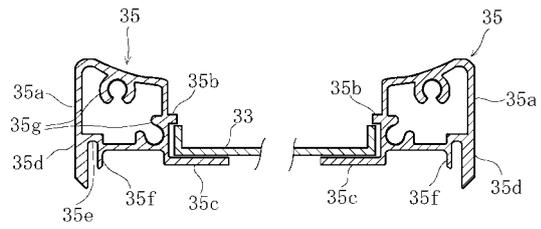
【 図 2 】



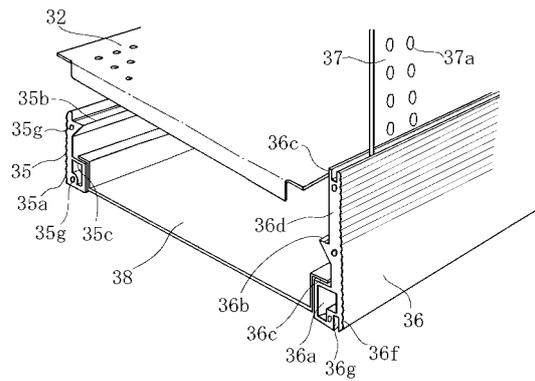
【図3】



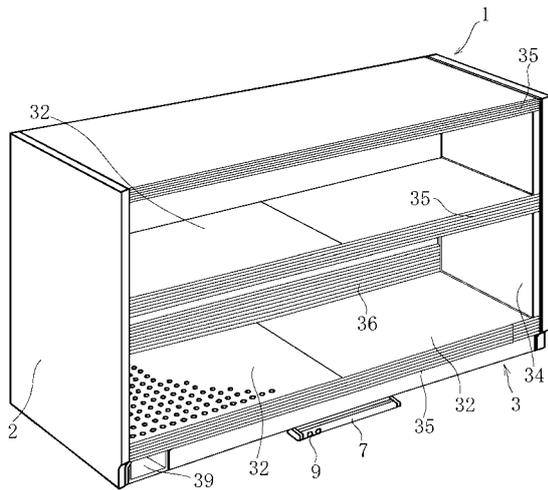
【図4】



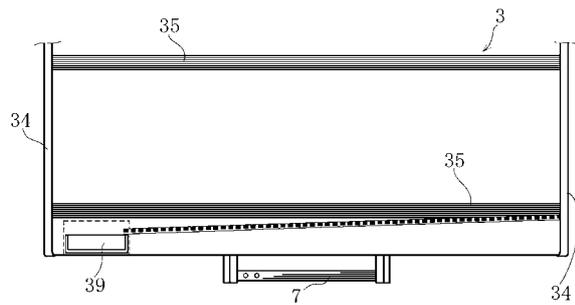
【図5】



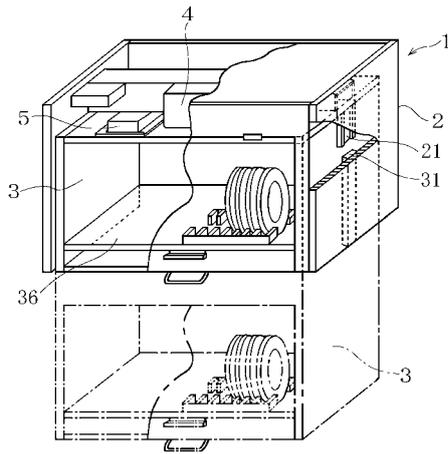
【図6】



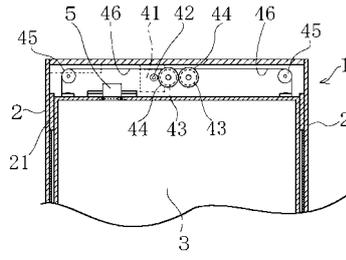
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

- (72)発明者 阿部 淳一
東京都荒川区西日暮里6丁目2番2号 クリナップ株式会社内
- (72)発明者 村田 憲一
東京都荒川区西日暮里6丁目2番2号 クリナップ株式会社内
- (72)発明者 山中 実
兵庫県神崎郡福崎町福田447-1 福伸電機株式会社内
- (72)発明者 岡田 良雄
兵庫県神崎郡福崎町福田447-1 福伸電機株式会社内
- (72)発明者 岩浪 絢也
兵庫県神崎郡福崎町福田447-1 福伸電機株式会社内
- (72)発明者 富永 暖
兵庫県神崎郡福崎町福田447-1 福伸電機株式会社内

審査官 渋谷 知子

- (56)参考文献 特開昭61-037115(JP,A)
実開平01-114831(JP,U)
特開平08-224133(JP,A)
実開昭55-003939(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A47B 51/00